

第3部 前期基本計画

第1章 快適で住みよいまちづくり

第2章 人が輝くまちづくり

第3章 活力あふれるまちづくり

第4章 いきいきと活動するまちづくり

第5章 人を大切にするまちづくり

第 1 章 快適で住みよいまちづくり

1-1 調和のとれた土地の利活用

現状・課題

平成 22 年 1 月における本町の土地利用の状況は、総面積 568ha のうち、農地は 200ha (35.2%)、宅地は 176ha (31.0%)、雑種地は 20ha (3.5%)、その他が 172ha (30.3%) となっており、農地が減って宅地が増加する傾向が続いています。

本町は、町域全体を都市計画区域に指定し、都市計画用途地域 176ha と農業振興地域 377ha とに大きく 2 分することにより、望ましい土地利用のあり方を示しています。しかし、近年は、農業振興地域内の農地に住宅建築が進み、計画的なまちづくりや農業振興に支障をきたすことが懸念されています。

このような中、平成 20 年度に都市計画マスタープランを策定し、平成 40 年を目標年次とした長期的な展望のもと、町の将来像や町が行うべき都市計画の方向性を示しています。

今後は、都市計画マスタープランをまちづくりの 1 つの指針として調和のとれた土地利用を進めていくとともに、用途地域のすみわけによる工業用地の確保にも取り組む必要があります。

■ 土地利用地目状況

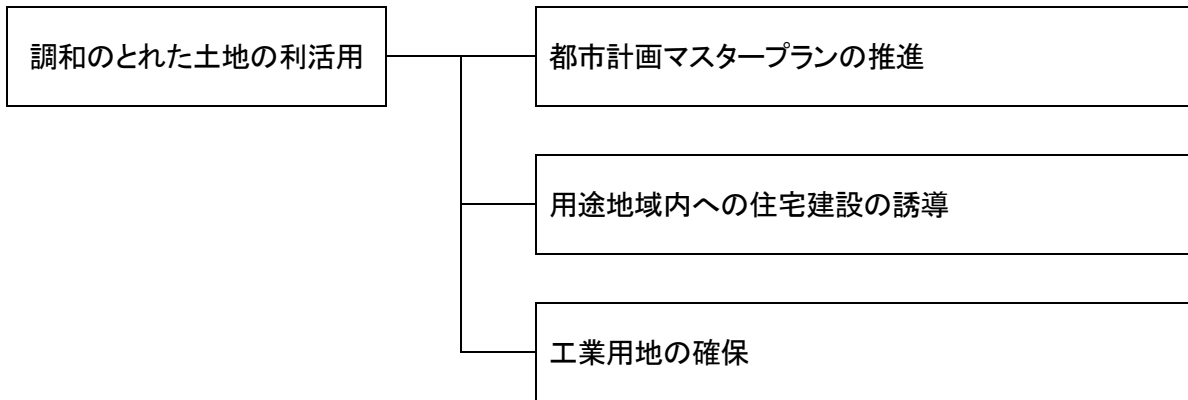
	平成 8 年		平成 13 年		平成 18 年		平成 22 年	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
農地	222.0	39.7	211.0	37.7	204.0	35.9	200.0	35.2
宅地	161.4	28.8	167.7	29.9	172.0	30.3	176.0	31.0
雑種地	15.2	2.7	18.6	3.3	20.0	3.5	20.0	3.5
その他	161.4	28.8	162.7	29.1	172.0	30.3	172.0	30.3
合計	560.0	100.0	560.0	100.0	568.0	100.0	568.0	100.0

資料：固定資産概要調書（各年 1 月 1 日現在）

基本方針

身近にある田園の緑や長い歴史に培われた歴史的・文化的遺産は、ふるさと吉富町の誇りです。これらの原風景を守り活かしながら、やすらいで暮らすことができる生活地域と、町に活力をもたらす産業地域などがバランスよく調和した土地の利活用を推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、長期的な展望にたち都市計画を進めていきます。なお、都市計画マスタープランでは、現在の用途地域内へ開発を誘導することを基本とし、その上で新たな需要が生まれたときの受け皿として用途地域の拡大を想定しているため、既存計画を適切に推進することから取り組みます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
都市計画及び農業振興地域整備計画の推進	調和のとれた土地利用を行うため、用途地域内への住宅誘導や優良農地の保全など、土地利用区分に沿った適切な土地利用を推進します。	→			



JR吉富駅前完成予想パース（平成25年3月完成予定）

(2) 用途地域内への住宅建設の誘導

本町の過去3年間（平成20～22年）の住宅建設は、用途地域内が21戸、用途地域外が47戸と用途地域外の方が多くなっていることから、土地利用区分に沿った適切な土地利用を推進するため、計画的に用途地域内への住宅建設を誘導します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
重点 用途地域内における生活道路等の整備	住宅地域へ住宅建設を誘導するため、計画的、優先的に道路、上下水道などのインフラを整備します。	着手			
狭あい道路解消のためのセットバック※ ¹ 用地の取得	拡幅が必要な住宅地域内の道路は、沿道地権者の協力を得てセットバックを図り、セットバック用地の取得を推進します。	準備	着手		

(3) 工業用地の確保

東九州自動車道や福岡東部県界道路の整備に伴い交通の利便性が向上し、自動車関連企業等の進出が期待されます。これを契機とし、企業誘致をより一層積極的に行う必要があるため、工業用地の確保を進めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
最重点 工業用地の確保	本町は行政面積が狭く土地の確保が容易でないため、工業用地に適した農地を地権者の理解と協力を得て取得するとともに、アクセス道路の整備を図ります。		準備		

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・まちづくりに対する意識を高め、良好な町並みを保ち、景観づくりやまちづくりに協力します。

※地域別まちづくりワークショップから

※¹ **セットバック**：道路後退線。都市計画区域内へ建築物を建てるときに、建築基準法上の制限に基づいて道路の幅員を確保するため、敷地の一部を道路部分として負担する場合の当該負担部分のこと。

1-2 自然環境の維持

現状・課題

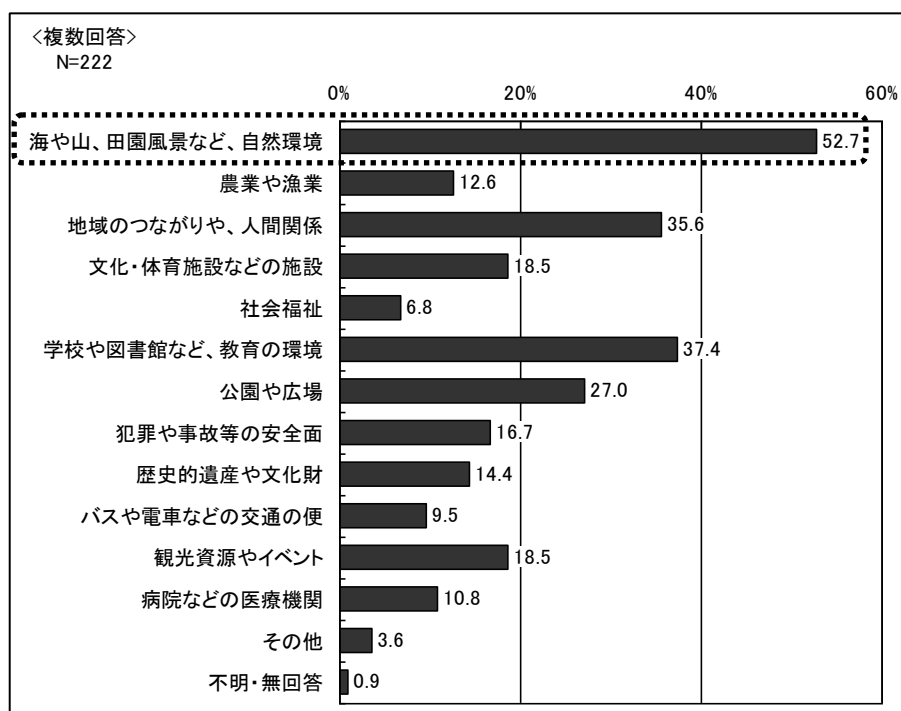
本町は、周防灘に面し、佐井川や山国川に囲まれ、天仲寺山や鈴熊山などの緑豊かな自然があります。また、花のまちづくりとして始められた「吉富・花のシンフォニー構想」をきっかけとして、町内各地やJR吉富駅前の花壇等で花の植え付けが行われています。

平成20年には吉富海岸において黒松の植樹祭が実施され、また、同年から始まった環境美化キャンペーンでは町内の河川敷や駅前等の清掃が行われています。天仲寺公園・鈴熊山公園などにおいては、毎年、各地域から希望のあった樹木の植栽・管理が行われています。

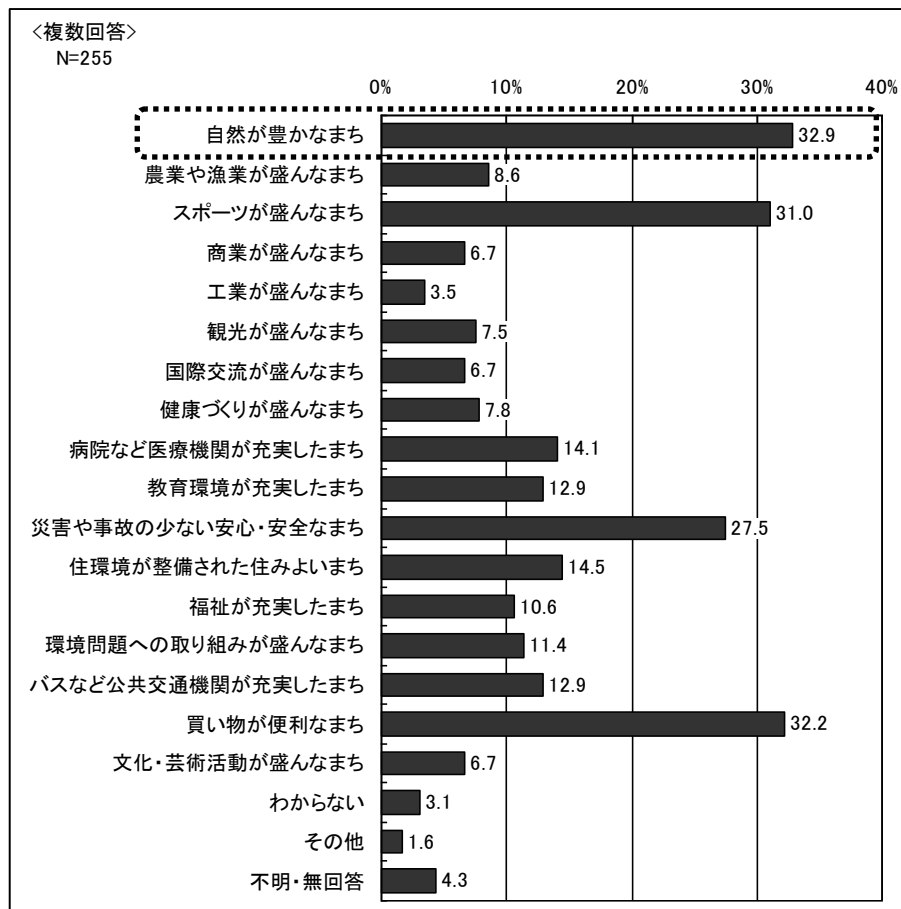
環境意識の普及・啓発における取り組みとしては、小学生が作成したポスターを活用し地球温暖化防止に関するパンフレットの作成・配布や、広報よしとみへの環境に関する内容の掲載など住民の意識向上に努めています。また、小学校においては、身近な自然とのふれあいを通じて、環境問題への意識や自然を大切にする豊かな感性を育てるために、自然環境学習が進められています。

自然環境の保全については住民参加による地域の美化活動も進んでいますが、必ずしも自主的・継続的な活動へと結び付いていないといった課題がみられます。そのため、住民一人ひとりの環境に対する意識づけを図るとともに、行動へとつなげることが必要です。

アンケートから 【Q：町の好きなところは何ですか（中高生）】



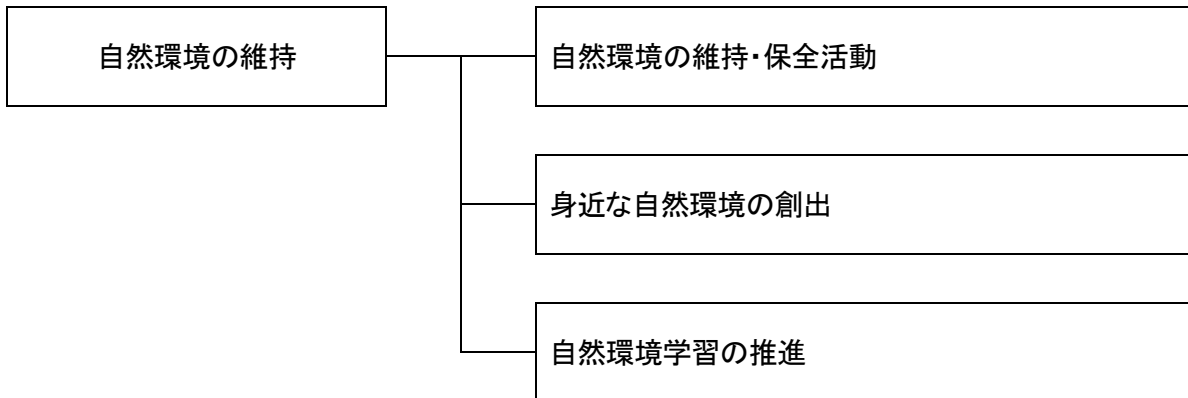
アンケートから 【Q：今後、あなたは吉富町がどんな町になればよいと思いますか
(中高生)】



基本方針

生活に密着する身近な自然環境を財産としてとらえ、自然環境の維持・保全及び整備に努めます。また、住民一人ひとりが自然環境を守るという意識を持って行動できるよう、環境保護意識の普及・啓発や教育活動を通じた自然環境学習に取り組めます。

施策の体系



主要施策

(1) 自然環境の維持・保全活動

住民と行政の協働による環境にやさしいまちづくりを目指し、「吉富町環境美化に関する条例」に基づく環境美化活動の推進や太陽光発電設備の設置など、自然環境の維持保全に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
環境美化活動の推進	広報やホームページに掲載し、町内に限らずボランティアを募り、環境美化意識の向上を目的とした散乱ごみの収集活動を実施します。				→
住宅用太陽光発電設備及び住宅用太陽熱利用設備設置の推進	環境にやさしいまちづくりと地球温暖化防止のために、住宅用太陽光発電設備設置及び住宅用太陽熱利用設備設置に伴い、予算範囲内で補助金を交付します。				→
公共施設における太陽光発電設備の設置	町内の太陽光発電設備の設置について、先導的な役割を担うため、公共施設へ積極的に導入します。				←→



環境美化キャンペーン

(2) 身近な自然環境の創出

道路・公園や各家庭などにおける植樹の推進を図るとともに、生活の中にある身近な自然の維持や創出などを住民との協働で行います。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
自然の森の維持と植樹の推進	天仲寺公園や鈴熊山公園、駅前広場、新たな町道（適地がある場合）、各家庭などに、計画的な植樹を推進します。				
地域の花壇づくりの推進	現在町内各地で行われている地域の花壇づくりについて、新しい団体の創出も含めた活動費の助成制度をつくり、緑化活動の充実を図ります。				
地域の樹木・草花の紹介	身近すぎて見過ごしている自然に目を向けるため、現在広報にて紹介している「みなさんに紹介したい地域の樹木」とあわせて、地域の草花も募集し、随時広報で紹介します。 地域の樹木・草花の情報を基にした町内散策マップについてボランティアスタッフを公募し、住民と協働で作成します。				

(3) 自然環境学習の推進

小学校における環境教育の推進に努めます。また、自然環境の維持、保全について啓発し、住民一人ひとりの環境に対する意識高揚を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
自然環境学習の推進	小学校において、家庭・地域と連携を図りながら吉富小学校環境教育推進計画を推進し、豊かな感性や思いやりの心で身近な環境問題をとらえ、進んで環境に働きかける態度を育てます。				
小学校児童による環境ポスターの作成	小学生4・5年生に環境ポスターの作成を依頼して、広報等に記載し住民の自然環境に関する意識高揚を図ります。				
地球温暖化防止パンフレットの作成	地球温暖化防止パンフレットを作成して全戸配布します。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・ 樹木や草花など、身近な自然を大切にし、育てていきます。
- ・ 環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから一人ひとりが行動を起こします。
- ・ 身近な環境問題に関心を持ち、清潔で快適なまちづくりに協力します。
- ・ 緑化活動などの地域の活動には積極的に参加・協力します。

※地域別まちづくりワークショップから



黒松千本植樹祭



地域の花壇

1-3 交通体系の整備

現状・課題

本町では、中央部を東西にJR九州の日豊本線が通り、吉富駅から北九州市までは約1時間となっています。また、吉富町巡回バス、築上東部乗合タクシーを継続して運行しており、住民、特に高齢者等の移動手段の一つとして定着し、買い物や通院等に利用されています。今後は、より利便性の高いデマンド交通^{※1}の検討など、住民のニーズにあわせた交通体系の形成を図っていく必要があります。

道路整備については、本町において住民ニーズの高い、優先的に処理すべき重要な課題であり、地域の要望や協力体制の整ったところから整備を進めています。今後は、町全体の土地利用を考慮し、計画的な道路整備を行う必要があります。

広域交通網については、福岡東部県界道路の建設及び東九州自動車道の早期完成に向けて取り組みを進めています。引き続き、近隣自治体と連携して要望活動を行う必要があります。

■ 吉富町巡回バス、築上東部乗合タクシー利用状況

単位：人

	吉富町巡回バス	築上東部乗合タクシー
平成18年度	5,727	22,452
平成19年度	8,393	23,618
平成20年度	10,540	20,512
平成21年度	11,657	21,307
平成22年度	10,709	20,023

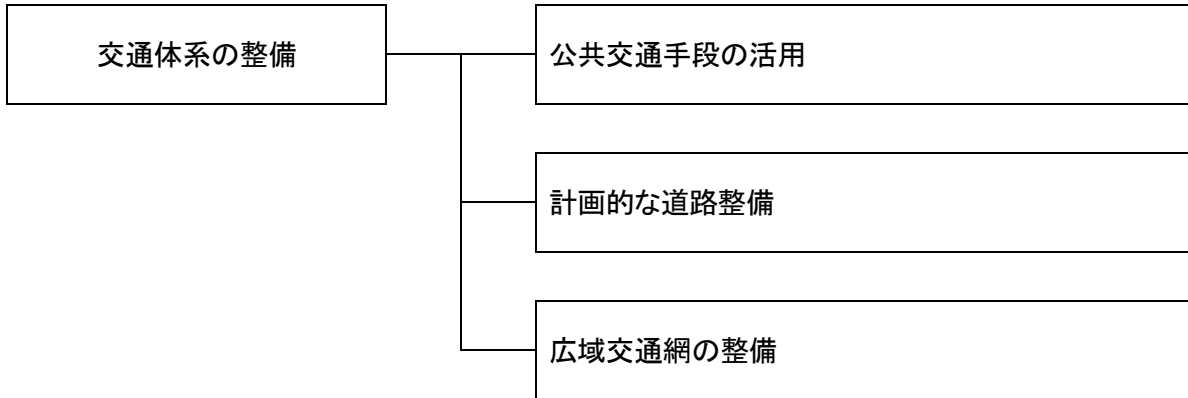
資料：吉富町総務課

基本方針

高齢化社会等に対応し、公共施設、医療機関や商業施設に安全で快適に移動できる利用者の視点に立った公共交通網の整備に努めます。また、道路は、日常生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤施設であり、土地利用に大きな影響を与えることから、計画的かつ効率的な整備を行います。

^{※1} **デマンド交通**：利用者それぞれの希望時間帯、乗降場所などの要望（デマンド）に応える、新たな公共交通サービスのこと。

施策の体系



主要施策

(1) 公共交通手段の活用

既存の公共交通機関について、住民のニーズに応じてさらなる充実を図り、町内外への移動時の利便性を向上させることで、より住みよいまちづくりを推進します。なお、JR日豊本線については、行橋駅、新田原駅止まりの列車の大分方向への延長を国・県・JRに働きかけます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
巡回バスの運行	JR吉富駅を基点に南北に分けて町内全域を巡回する吉富町巡回バスを運行します。なお、今後は住民のニーズに応じて運行方法を改善し、また、安全確保のため可能な限り停留所の整備を行うとともに、デマンド交通等新たな移動手段について検討します。				
築上東部乗合タクシーの運行	上毛町と共同で旧大平村役場からJR中津駅までを結ぶ築上東部乗合タクシーを運行します。				

(2) 計画的な道路整備

国・県等の関係機関と連携し、町全体の土地利用を考慮した計画的な道路整備を推進します。また防災上の観点や交通弱者への配慮、バリアフリー化の視点に立った道路整備に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
道路整備計画の見直し	道路整備計画を見直し、計画的な道路整備を推進します。	見直し			

(3) 広域交通網の整備

関係機関と連携を図りながら、福岡東部県界道路及び東九州自動車道の早期完成や周防灘湾岸線道路の建設に向け働きかけを行い、広域交通網の整備に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
主要道路交通網の要望	東部振興会議や期成会などの協議会で、整備に向けた要望活動を実施します。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）
<ul style="list-style-type: none"> ・道路の破損や危険な場所は通報をします。 ・地域の公共交通機関を活用します。 ・公共交通利用のマナーを守ります。

※地域別まちづくりワークショップから



けやき通り（県道 226 号線）

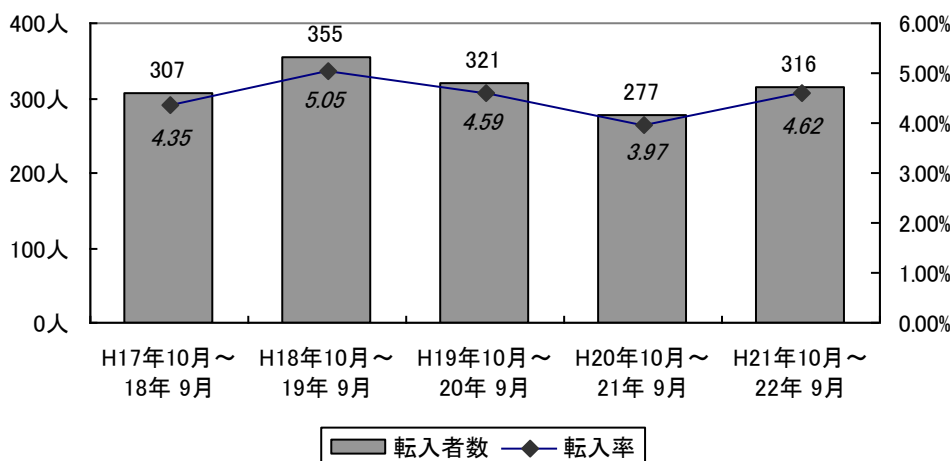
1-4 住環境の充実

現状・課題

本町では、人口増加と新築住宅戸数の増加を目的として、平成18年4月から「吉富町定住化促進条例」を施行し、住宅を新築、建替えまたは購入された住民を対象に、固定資産税相当額を奨励金として3年間交付しています。この制度により、町外からの転入者の増加にも貢献しています。今後さらなる定住促進を図っていくためには、アンケート調査等を参考に同制度の内容を検討し、より効果的なものにしていくとともに、住環境の整備など他の定住施策についても充実させていく必要があります。

町営住宅については、老朽化した町営住宅は随時修繕等を進めています。また、防水機能工事の実施により、建物の長寿命化が図られています。今後は、修繕の必要な町営住宅がさらに増えるため、計画的な修繕・整備を進めるとともに、高齢者福祉の観点から、高齢者単身世帯などに対応した住宅建設についても検討する必要があります。

■ 転入の状況



資料：福岡県人口移動調査

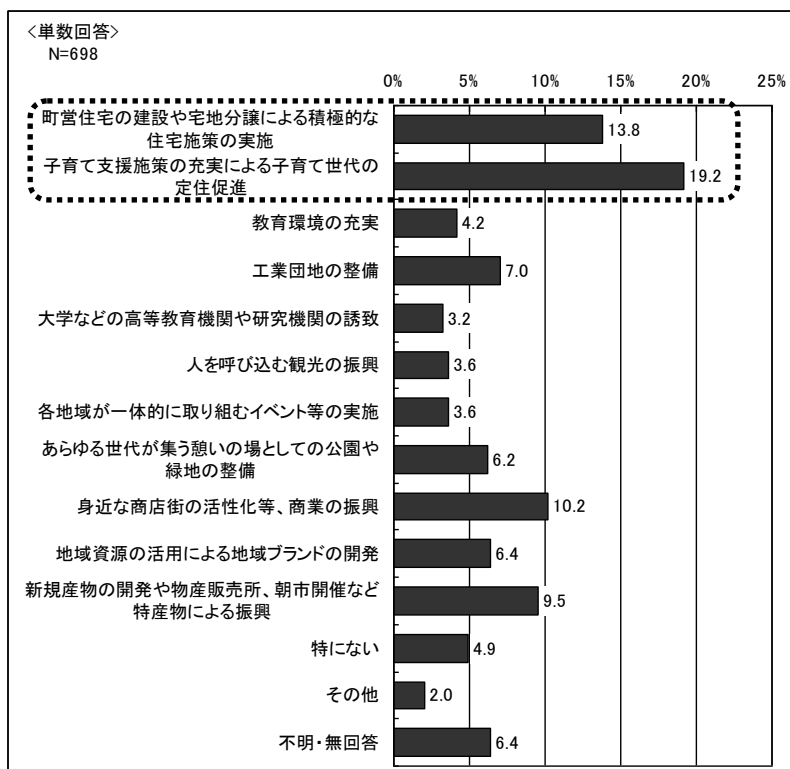
■ 町営住宅の状況

単位：戸

団地	山王	別府	高浜	平原	間尾	幸子	合計
位置	大字今吉	大字別府	大字小祝	大字広津	大字広津	大字幸子	
建設年	昭和 37 年	昭和 42~44 年	昭和 49 年	昭和 50 年	昭和 52 年	平成 5~8 年	
木造建	11						11
準耐火平屋建		50	20	20			90
準耐火二階建					18		18
中層住宅耐火 構造物						36	36
耐火構造平屋建						6	6
耐火構造二階建						8	8
合計	11	50	20	20	18	50	169

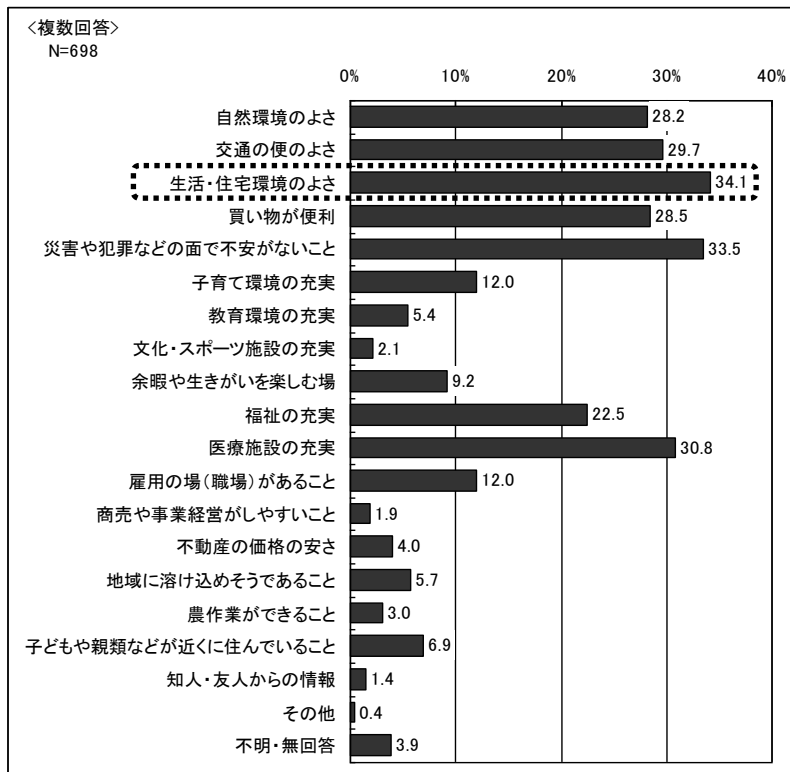
資料：吉富町健康福祉課（平成 23 年 4 月現在）

アンケートから 【Q：町の活性化のために、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか（一般住民）】



アンケートから

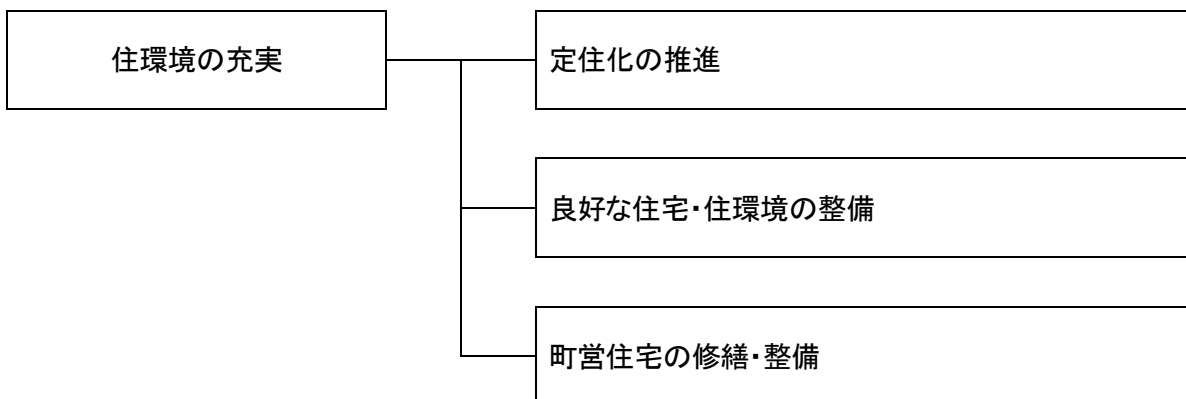
【Q：あなたが住むべき場所を選ぶ場合に、重視することは何ですか
(一般住民)】



基本方針

活力あるまちづくりを進めるため、定住化促進施策を充実させるとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、安全・安心で住みよい住環境の整備を図ります。また、老朽化した町営住宅については、長寿命化計画に基づき整備を行います。

施策の体系



主要施策

(1) 定住化の推進

活力あるまちづくりを進めるため、定住促進や未利用町有地の活用など人口増加のための取り組みを行います。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
定住化促進制度の充実	平成 18 年度から施行している吉富町定住化促進条例を改正（平成 22 年実施）し、活用促進を図ります。	→			
未利用町有地の売却	活用されていない町有地で売却可能なものは、定住化を促進するため計画的に売却し、住宅用地として活用します。	→			
定住化促進住宅整備の検討	人口増加のため、若者や子育て世代等を対象とした住宅の整備について検討します。	←→			

(2) 良好な住宅・住環境の整備

ユニバーサルデザインやバリアフリー、環境との共生に配慮した住宅関係施策を推進することにより、安全・安心で住みよい、良好な居住環境整備を目指します。また、狭あい道路の整備などによる防災に配慮した住環境づくりに努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26	
狭あい道路の整備要綱の制定	集落内における幅員 4 m 未満の狭あい道路の拡幅整備のために、用地の確保及び整備に関する要綱の検討を行い、市街地環境の整備や災害時等における安全性の向上を図ります。	着手	←→			
道路案内板の設置	公共施設への移動を容易にするため、アクセス道路に道路案内板を設置します。また、こだわりの住みよさを創出するため、町の主要道路に公募で設定した通称をつけ、道路案内板を設置します。	着手	←→			



道路案内板

(3) 町営住宅の修繕・整備

町営住宅の更新コストを削減するために、予防保全的な維持管理を行うとともに、老朽化が顕著な住宅については建替えを行います。また、高齢者福祉の観点から、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯のニーズに対応した住宅建設について検討します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
長寿命化計画の策定	町営住宅の長寿命化計画の策定により、「改修」、「建替」、「廃止」等の方向性を明確にします。	策定 ←→			
最重点 現住宅の建替え	長寿命化計画により「建替」の方針となった町営住宅については、整備計画を策定し、それに基づき整備を行います。		策定・整備 ←→		
高齢者専用住宅整備の検討	建替え住宅の一部については高齢者専用住宅を整備します。		整備 ←→		

住民一人ひとりの活動（自助・共助）

- ・住まいを大切に、適切な維持・管理を行います。
- ・住宅を建設する際には、バリアフリー化を意識します。
- ・4m未満の道路に接した住宅の新築の際には、セットバック用地を遵守します。

※地域別まちづくりワークショップから



町営住宅（幸子団地）

1-5 水環境の整備

現状・課題

本町の上水道事業は昭和 47 年から開始し、平成 22 年現在の給水人口は 6,524 人となっています。また、公共下水道における処理区域内人口は 2,380 人となっています。

現在、下水道工事とあわせ、老朽化している上水道の配水管等の補修・更新を随時実施し、コストの縮減や漏水の早期発見及び補修、外部塗装修繕等により、長期間の使用に耐えられる良質な配水施設に向けた整備を進めています。

水洗化については、高齢化や単身世帯の増加、家屋の老朽化により、供用開始地域であっても水洗化が進まないことが懸念されます。そのため、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況などの社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な污水处理施設整備を検討する必要があります。

今後も、良質な水の安定供給を図ることはもちろん、効率的かつ効果的な経営に努めるとともに、水は限りある資源であるため、広報誌やホームページを活用した節水意識の高揚などに取り組んでいくことが必要です。

■ 上水道の状況

	給水区域		給水		普及率	一日平均		
	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	%	配水量(m ³)	有収水量(m ³)	一人あたり給水量(ℓ)
平成 18 年度	2,847	7,375	2,616	6,775	91.86	1,794	1,571	231
平成 19 年度	2,867	7,328	2,663	6,807	92.89	1,808	1,569	231
平成 20 年度	2,873	7,183	2,632	6,580	91.61	1,848	1,556	236
平成 21 年度	2,889	7,126	2,652	6,542	91.80	1,778	1,558	238
平成 22 年度	2,896	7,132	2,649	6,524	91.48	1,680	1,563	240

資料：吉富町上下水道課

■ 公共下水道整備率

	整備面積 (ha)	認可面積に対する累積整備率 (%)
平成 18 年度	5.86	32.61
平成 19 年度	6.85	39.53
平成 20 年度	7.13	46.73
平成 21 年度	13.56	60.42

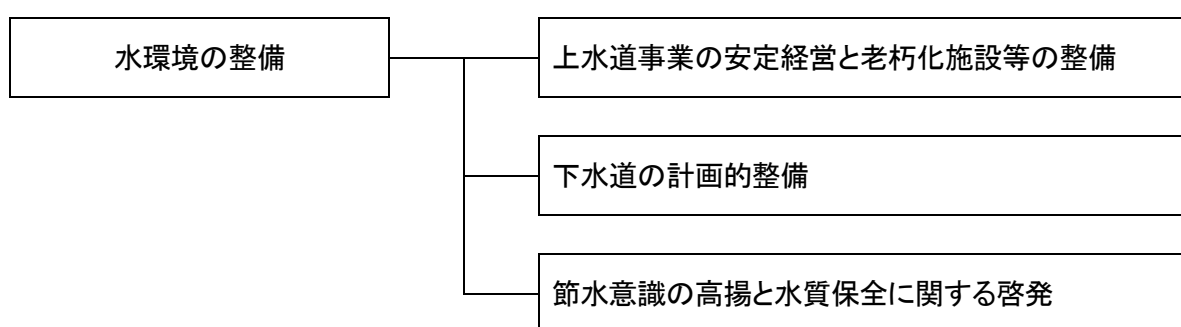
資料：吉富町上下水道課

基本方針

上水道については、安全で安心な水の安定供給に努めるとともに、健全な経営に努めます。また、下水道については、公共下水道の計画的な整備に努めるとともに、合併処理浄化槽による効率的かつ効果的な手法も検討の上、総合的な整備を目指します。

さらに、限りある水の有効活用を図るため、広報等を通じた節水意識の高揚を図ります。

施策の体系



主要施策

(1) 上水道事業の安定経営と老朽化施設等の整備

高い普及率を維持し、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設等の整備を図るとともに、上水道事業の安定経営を目指します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
上水道事業の安定経営	積極的な漏水対策を行い、有収率の向上を図ります。また、事務の効率化、建設コストの縮減を図り、経済的な運営を行います。				
浄水場、配水池、配水管等の補修・更新	各主要施設の補修・更新を今後も計画的に実施します。				



上水道幸子浄水場

(2) 下水道の計画的整備

生活環境の改善と公共用水域の水質保全のために、今後とも計画的な下水道整備を進めます。また一方で、下水道区域の見直しを行うなど公共下水道、合併処理浄化槽による効率的かつ効果的な手法での総合的な整備を目指します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
下水道の計画的な整備	第1期事業認可区域内においては、財政部局との調整を図りながら着実に整備を進めます。それ以降の整備となる第2期事業認可区域内においては、合併処理浄化槽による整備を並行して進めます。				

(3) 節水意識の高揚と水質保全に関する啓発

限りある水を有効に利用するため、広報などを通じた節水意識の高揚及び水質保全に関する啓発に取り組みます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
節水意識の高揚	町広報誌や町ホームページを活用し、啓発を行い節水意識の高揚を図ります。				
公共用水域の水質保全に関する広報・啓発活動の実施	町広報誌に下水道に関する記事を掲載します。また、小中学生を対象とした下水道作品展を充実させ、水環境に対する意識の向上を図ります。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）	
<ul style="list-style-type: none"> ・水は大切な資源であるとの意識を持ち、節水に努めます。 ・下水道が環境に果たす役割について理解を深めます。 ・水路や河川の美化に努めます。 	

※地域別まちづくりワークショップから



下水道マンホール

1-6 資源循環型社会の形成

現状・課題

本町は、一般廃棄物については、豊前市外二町清掃施設センター内にリサイクルセンターを整備しており、より細やかな分別収集や、生ごみ処理容器の購入補助を実施するなど、ごみの3R（Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）による再資源化・減量化を促進しています。また、産業廃棄物については、京築保健福祉環境事務所と連携し、企業に対する適切な指導・管理や、不法投棄防止のための巡回及び看板の設置にも取り組んでいます。

今後とも3Rや産業廃棄物対策を推進するために、周知・啓発を行いながら住民・事業所との連携のもと、取り組みを進めていく必要があります。

また、公害防止の環境づくりとして、近隣や町内に進出する一部企業とは、環境保全協定を結び、公害が発生することのないように規制及び監視を行っています。近年は、光化学オキシダントによる大気汚染等、公害が広域的となり、生活環境に影響を及ぼす状況が発生しているため、今後は広域での連携した対応が必要となっています。

■ ごみの収集量の推移

単位：t

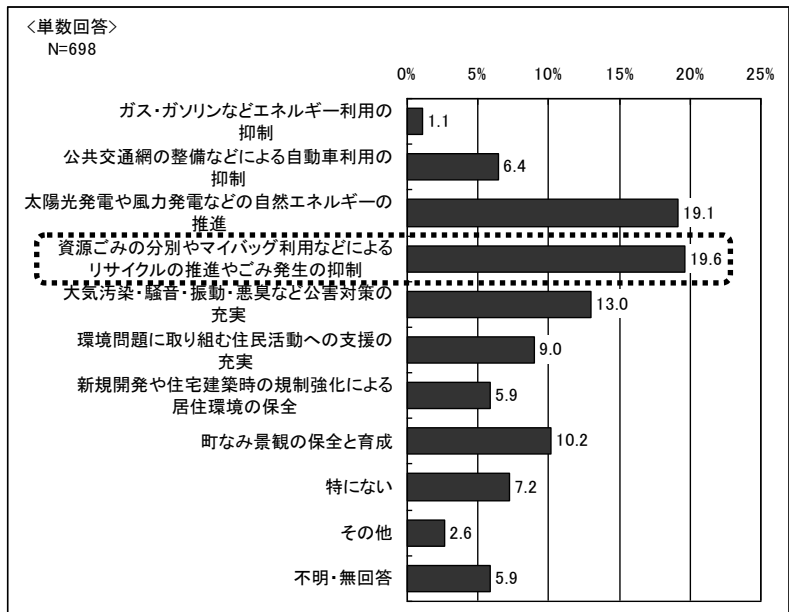
	可燃ごみ	不燃ごみ(ビン)	資源ごみ	その他	粗大ごみ	合計
平成17年度	1,577	86	148	2	80	1,893
平成18年度	1,569	81	158	2	82	1,892
平成19年度	1,452	12	250	-	69	1,783
平成20年度	1,432	14	252	-	80	1,778
平成21年度	1,441	13	239	-	71	1,764

資料：吉富町住民課



リサイクルセンター（豊前市外二町清掃施設組合）

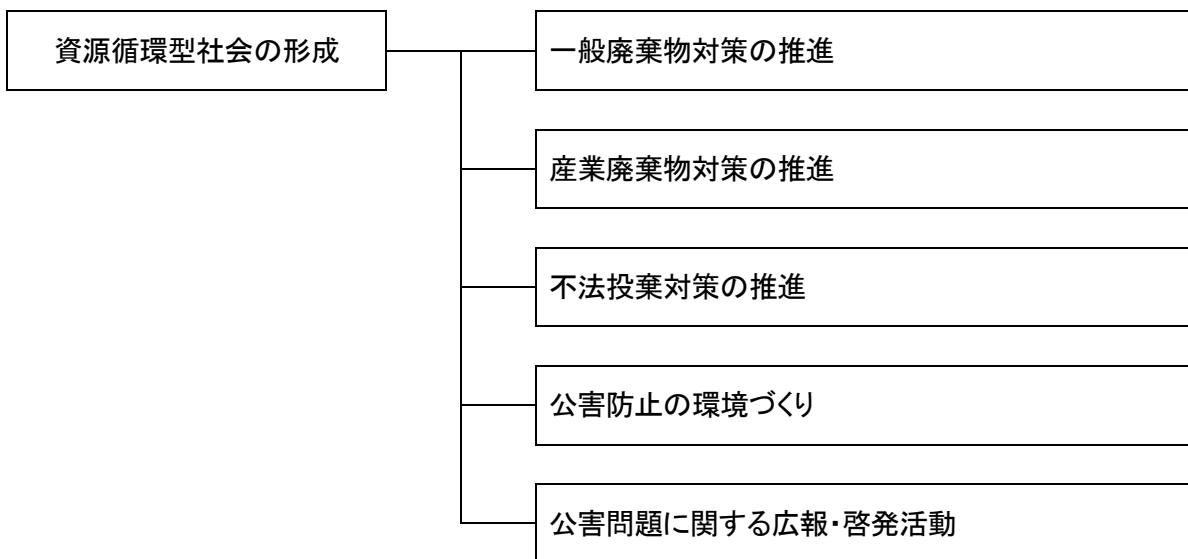
アンケートから 【Q：自然環境をよくする上で、今後どのようなことに力を入れるべきだと考えますか。（一般住民）】



基本方針

ごみ処理の現状や環境問題についての広報・啓発を行い、住民・事業所・行政の協働による取り組みや3R活動を推進してごみの減量化を図ります。また、良好な環境を保全していくため、適切な監視・指導による公害の発生防止に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 一般廃棄物対策の推進

ごみの減量化及び再資源化を図るため、分別収集の徹底を図ります。また、生ごみ処理容器購入への補助や自然環境に配慮した事業を推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
コンポスト等生ごみ処理容器購入の支援	ごみの減量化を推進するため、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、一般家庭がコンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合にはその費用の一部を補助します。				

(2) 産業廃棄物対策の推進

「事業者自己処理の原則」に基づいて適切な処理が行われるよう、排出業者への指導・監視体制を整えます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
排出業者への指導・監視体制の整備	法令に基づく廃棄物処理がなされるよう、関係機関と連携した指導・監視体制の整備に努めます。				

(3) 不法投棄対策の推進

関係機関と連携を図りながら各種対策に取り組み、不法投棄の防止に努めます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
不法投棄対策の実施	看板の設置や巡回、土地所有者への適切な土地管理方法の指導などにより不法投棄の防止に努めます。また、不法投棄を発見した際は、警察等関係機関と連携して対応します。				

(4) 公害防止の環境づくり

近隣や町内に進出する企業については、環境保全協定の締結を求めるなど、企業活動への規制・監視を行います。また、合併処理浄化槽をはじめ生活基盤の整備促進など、公害防止の助けとなる事業を継続して実施します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
合併処理浄化槽設置の推進	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置について、予算範囲内で補助金を交付します。				

(5) 公害問題に関する広報・啓発活動

広報・啓発活動により、公害問題に関する正しい知識の普及に努め、住民の日常の取り組みに役立てます。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
公害問題に関する広報・啓発活動の実施	公害問題に関する正しい環境認識の確立を目指して広報・啓発を行い、公害発生 of 未然防止を図ります。				

住民一人ひとりの活動（自助・共助）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不必要なものを買わない・もらわないようにして、ごみを減らす生活を心がけます。 ・ ごみはしっかりと分別します。 ・ 買い物には買い物袋（エコバック）を持参します。 ・ 日頃の生活を見直し、省エネルギーに努めます。 ・ ごみのポイ捨てをしないようにし、また、ポイ捨てや不法投棄がされないようなきれいな町を保ちます。 	

※地域別まちづくりワークショップから

1-7 安全で安心な環境の構築

現状・課題

平成 23 年 3 月に起こった東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）をはじめ、局地的な豪雨による洪水など、近年、想定を超える災害が起きている中、被害を最小限に抑えられるよう必要に応じて地域防災計画を見直していくことが求められています。

本町では、地域の実情にあわせた防災体制を整備するため、随時、防火水槽・消火栓を設置し、平成 20 年度には J-ALERT^{※1} の整備や備蓄物資の購入等により、災害時・有事の備えを進めています。

住宅地における消防施設の整備については、毎年、自治会の要望を把握し、環境整備に努めており、住宅密集地である喜連島地区には防火水槽を 3 基設置しています。消火栓は町内に網羅されていますが、大規模火災への対応においては不十分な所があるため、防火水槽の設置等についてもさらに進めていく必要があります。また、災害時の要援護者避難支援についても日頃からの十分な検討と備えが必要です。

防犯については、町内では凶悪犯罪はほとんどありませんが、近年は子どもなどの社会的弱者が被害者となる犯罪が発生しているため、地域ぐるみの防犯体制の強化が必要です。本町では、青色回転灯を装着した公用車が防犯パトロールを実施しており、今後とも犯罪のない町を目指して防犯対策を継続していく必要があります。

交通安全については、全国的に交通事故が減少する傾向にありますが、高齢者が被害者または加害者となる事故や死亡事故の割合が高くなっており、福岡県では飲酒運転による検挙・事故が全国一となっているため、交通安全に対する取り組みが強く求められています。また、カーブミラーや区画線等の交通安全施設については自治会等の要望を通じて、設置や取り換え・修繕を随時行っていますが、引き続き、安全な交通環境の整備を進める必要があります。

■ 消防力の状況

	人員（人）	消防ポンプ自動車（台）	可搬消防ポンプ（台）	救急車（台）
京築広域常備消防	123	6	—	5
吉富町消防団	62	3	4	—

資料：吉富町総務課（平成 23 年度）

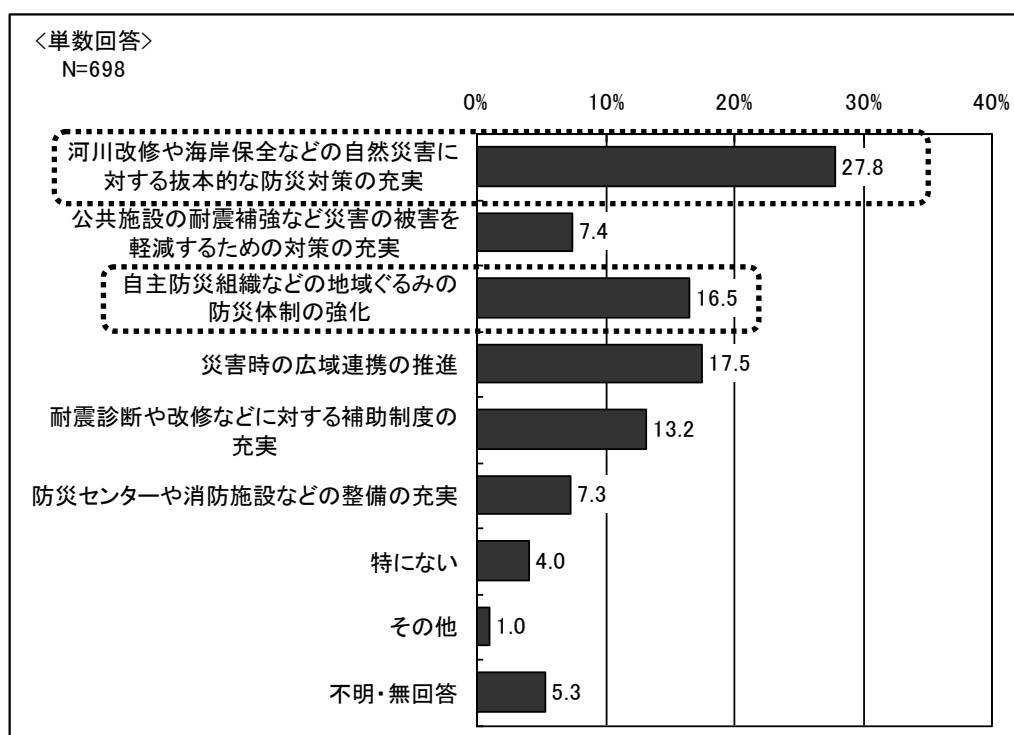
^{※1} **J-ALERT**：対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、消防庁から人工衛星を通じて、直接、市区町村の同報系防災行政無線等を自動起動させることによりサイレン等を吹鳴させ、瞬時に住民に伝達する全国瞬時警報システム。

■ 火災発生状況

			平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
吉富町消防団町内火災出動		総数	1	1	1	0	1
火災 種類	建物	件	1	1	1	0	1
	その他	件	0	0	0	0	0

資料：吉富町総務課

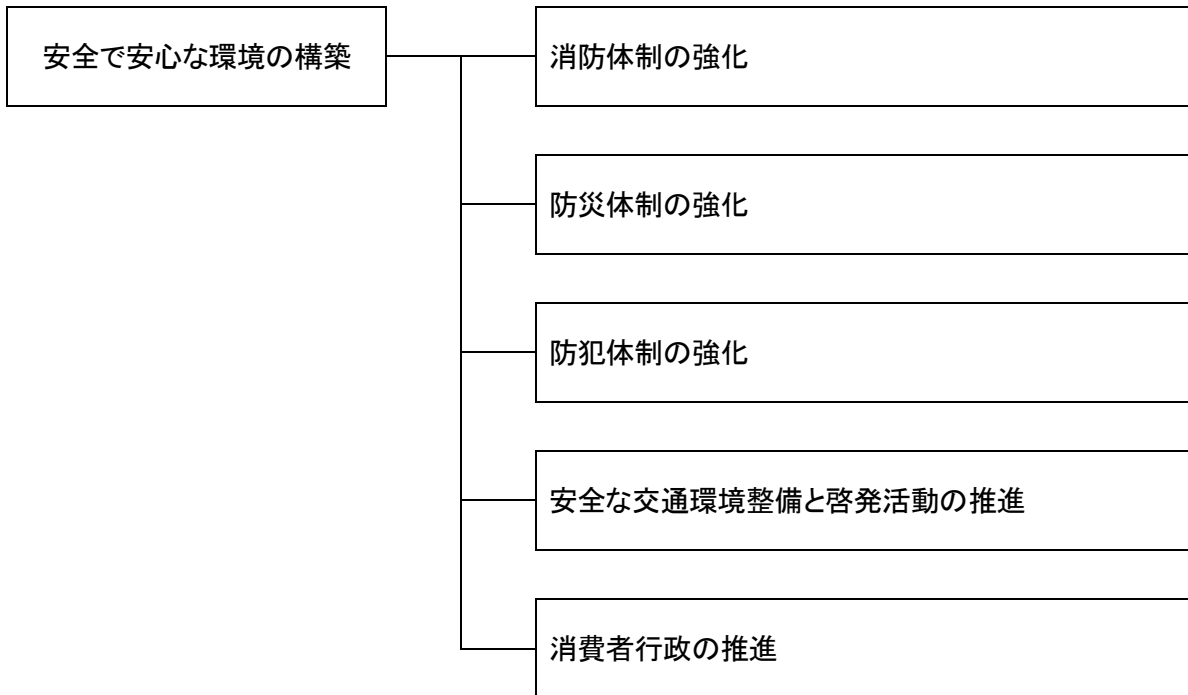
アンケートから 【Q：地震や台風などの災害による被害を防ぐ取り組み（防災対策）として、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（一般市民）】



基本方針

自然災害や火災の被害が最小限に食い止められるよう、住民、地域コミュニティ、事業者、その他関係機関と連携のもと、適切な対応がとれる体制の確立・強化を目指します。また、身近な危険から生活を守るため、防犯対策や交通安全などを推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 消防体制の強化

大規模な火災等にも対応できる消防水利を町内全域に網羅し、安全で住みよい環境を整備するとともに、火災予防の広報啓発を実施し、住民の防火意識の高揚を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
防火水槽等消防水利の確保及び消火栓ホース格納箱の整備	初期消火体制を充実し火災による被害を最小限に抑えるため、防火水槽や消火栓を計画的に整備します。また、消火栓のそばにホース等の格納箱を設置し、近隣住民による初期消火体制の充実を図ります。				
火災予防広報・啓発活動の実施	火災を予防するための広報・啓発活動を実施し、防火意識の高揚を図ります。また、設置が義務化された住宅用火災警報機等の設置をさらに促進します。				

(2) 防災体制の強化

防災体制をハード・ソフト両面で総合的に充実強化し、大規模な災害時の被害を最小限にとどめることで、安全で安心なまちづくりを推進します。また、要援護者支援体制を整備、充実させるとともに、自主防災組織の拡充を図ります。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
災害時緊急物資の備蓄	大規模災害時における避難者等に対する食料等の緊急物資を計画的に備蓄し、災害に備えます。	→			
災害対策の充実	近年多発する局地的な豪雨、大地震で発生する津波等に対応できるよう、さらなる情報提供体制の充実や災害対応資機材等の整備充実を図ります。	継続・見直し →			
公共施設の計画的な耐震化の推進	公共施設の耐震化を計画的に進めます。	→			
防災訓練の実施	災害時において迅速かつ適切な行動を可能にするため、関係者や住民による防災訓練を実施します。	実施 ←→			
最重点 想定を超える災害発生時に対応した防災計画の見直し	想定を超え防ぎきれない災害が発生した際、適切に対応できるよう、地域防災計画を見直します。	着手 ←→			

(3) 防犯体制の強化

防犯パトロールの充実や、関係機関との連携体制、住民・地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の抑止力を高めることで、地域から犯罪をなくし、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
自主防犯パトロール（青色防犯パトロール）の実施	青色回転灯を装着した車両を活用し、地域の防犯団体による自主的な防犯パトロールの実施を支援します。	→			
防犯広報・啓発活動の実施	警察などの関係団体と連携し、犯罪発生の情報や予防方法など防犯に関する情報を広報・啓発し、住民の防犯意識の向上を図ります。	→			
子どもを見守る運動の実施	吉富町青少年育成町民会議などを中心に、学校や地域、警察等が連携し、町内の重点か所において、子どもたちが安心して登下校できるよう見守り運動を推進します。	→			

(4) 安全な交通環境整備と啓発活動の推進

カーブミラーや区画線の設置等により、交通事故を起こしにくい交通環境を整備するとともに、交通安全に関する広報・啓発活動や教育を通じて、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
交通安全施設の整備	安全な交通環境の実現を図るため、交通危険か所においてカーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置・修繕等を行います。				→
交通安全広報・啓発活動、教育事業の実施	警察や交通安全指導員等と連携し、交通安全に関する広報・啓発活動や子ども及び高齢者への交通安全教室を実施し、住民や通行人の交通マナーの向上を図ります。				→

(5) 消費者行政の推進

近年、消費生活が多様化する中で、販売方法やサービス、安全性等に関する様々な問題が起こっています。関連機関と連携し、消費生活情報の提供や消費生活相談等を行い、消費者対策を推進します。

主な取り組み	内容	H23	H24	H25	H26
消費者啓発の推進	若年者と高齢者を対象とした消費生活情報の冊子やチラシを配布するとともに、注意すべき事例が発生した場合に、広報、ホームページ、全戸回覧、防災無線等で注意を呼びかけます。				→

住民一人ひとりの活動（自助・共助）	
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から防災意識を高めて、災害が起こったときには自分の身を守り、お互いに助け合うことを意識します。 ・防災訓練には積極的に参加します。また、地域の防災活動には積極的に協力します。 ・地域ぐるみで防犯体制づくりを行い、情報を共有し、安心して生活できる地域をつくりま す。 ・車を運転するときには歩行者に配慮したやさしい運転を心がけます。 ・道路を通行するときには交通マナーを守ります。 ・消費生活に関する情報には注意し、トラブルに巻き込まれないように常に心がけます。 	

※地域別まちづくりワークショップから